

答 申

1 審査会の結論

諮問第147号案件「平成27年度世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金事業実績報告書の承認（さくらハウス）に係る行政情報一部開示決定処分（令和4年4月28日付第367号）」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年7月27日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「世田谷区精神障害者グループホーム等運営費補助金補助事業実績報告書」の行政情報開示請求（令和3年度受付第367号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和4年4月28日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、全ての非開示部分の開示を求めるというものである。

（2）審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 世田谷区精神障害者グループホームさくらハウスへの運営費補助金が家賃として適切に使われているか確かめる必要がある。
- ② 本件請求において非開示とされている情報は、条例第7条第2項ただし書ロ及び同条第3項ただし書イ、ロ及びハに該当する。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第3号（法人情報）に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- （1）条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。
- （2）一方、条例第7条第2号では、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することが

できることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号ただし書ロは、当該非開示情報から「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。

- (3) また、条例第7条第3号では、例外的に非開示となる情報を、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書は、当該非開示情報から「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。

- (4) これを本件処分についてみると、本件非開示部分の一部には個人の氏名、居室の号数、入居日、生活保護費の受給の有無等が記載されており、これらは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第2号に該当する。

また、請求人は本件非開示部分が同号ただし書ロに該当するから違法又は不当であると主張している。ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることにより保護される利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する場合に、公にすることが必要であると認められる情報について開示することを定めたものである、しかしながら、当該部分を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができるという因果関係は認められず、本件非開示部分は同号ただし書ロに該当しない。

- (5) また、本件非開示部分の一部には、精神障害者グループホームを運営する事業者の事業費の決算に係る情報等が記載されており、これらは当該事業者の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

また、請求人は、本件非開示部分が条例第7条第3号ただし書イ、ロ及びハに該当するから違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。ただし書イは、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる場合に、ただし書ロは、違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を

保護するために、公にすることが必要であると認められる場合に、ただし書ハは、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる場合に、情報について開示することを定めたものである。しかしながら、当該部分は上記事由を満たすことは認められず、本件非開示部分は同号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

- (6) さらに、本件非開示部分の一部であるグループホームに関する建物賃貸借契約書の写し等については、個人と事業者又は事業者と事業者の契約に関するものであって、これは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号の非開示情報に該当するとともに、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第3の非開示情報に該当すると認められる。また、本件非開示部分は第7条第2号ただし書ロ並びに第7条第3号ただし書イ、ロ及びハには該当しない。
- (7) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件処分に係る対象文書は「平成28年5月2日付起案28世障地第242号「平成27年度世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金補助事業実績報告書の承認について（さくらハウス）」一式」である。なお、審査請求書によれば、請求人は、上記対象文書のうち、非開示部分の全てを開示するよう求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は「平成28年5月2日付起案28世障地第242号「平成27年度世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金補助事業実績報告書の承認について（さくらハウス）」一式」であると認められる。

次に、実施機関は本件処分において、本件非開示部分を非開示とした理由につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第7条第3号（法人情報）に該当する旨主張している。よって、当審査会は本件非開示部分が条例第7条第2号及び第3号に該当するか否かについて、それぞれ以下のように判断をする。

(2) 決定通知書別紙2（1）及び（2）に係る非開示部分における条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同号ただし書ロは、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定している。

これを本件処分における決定通知書別紙２（１）及び（２）に係る非開示部分についてみると、当該非開示部分の一部には、個人の氏名、居室の号数、入居日、生活保護費の受給の有無等が記載されており、これらは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、条例第７条第２号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該非開示部分は条例第７条第２号ただし書ロには該当しないと認められる。

（３）決定通知書別紙２（３）に係る非開示部分における条例第７条第３号該当性について

条例第７条第３号は、非開示となる情報を「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同号ただし書イ、ロ及びハは、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」と規定している。

これを本件処分における決定通知書別紙２（３）に係る非開示部分についてみると、当該非開示部分の一部には、精神障害者グループホームを運営する事業者の事業費の決算に係る情報等が記載されており、これらは当該事業者の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるから、条例第７条第３号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該非開示部分は条例第７条第３号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

（４）条例第７条第２号及び第３号該当性について

実施機関は、本件処分に係る対象文書の一部であるグループホームに関する建物賃貸借契約書の写し等について、条例第７条第２号及び第３号に該当するとして、その全部を非開示とする処分を行っている。

これらについては、個人と事業者又は事業者と事業者の契約に関するものであって、これは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条

例第7条第2号の非開示情報に該当するとともに、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該非開示部分は第7条第2号ただし書ロ並びに第7条第3号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年5月31日	(諮問第147号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年10月7日	(令和6年度第5回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年11月28日	(令和6年度第6回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年2月5日	(令和6年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年3月11日	(答申第147号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員 太田 航平

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志